

## 市貝町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人数

13人（農業委員会が定めた地区ごと1人）

地区名	担当地区	人数 (人)
第1地区	荒宿・上根	1
第2地区	新町・大久保・石下	1
第3地区	平・村上・駒込・仲之内・本仲之内・笹原田	1
第4地区	古宿上町・古宿下町・前之内・東峰崎・西峰崎	1
第5地区	上赤羽・西宿	1
第6地区	赤羽上町・鴻之宿	1
第7地区	赤羽下町・中新田・菅之谷	1
第8地区	多田羅	1
第9地区	文谷・椎谷	1
第10地区	田野辺	1
第11地区	杉山・大谷津	1
第12地区	続谷・刈生田・羽仏	1
第13地区	塩田・見上・竹内	1

### 2 任期

農業委員会から委嘱された日（令和2年7月20日）から令和5年7月19日まで

### 3 身分

市貝町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

担当地区において、農業委員と連携し、次の職務に従事する。

- (1) 農地等の利用の最適化の推進
  - ①担い手への農地利用の集積・集約化
  - ②遊休農地（荒廃農地）の発生防止・解消
  - ③農業への新規参入の促進
- (2) 農地に関する各種調査
- (3) 農業者への各種調査や農地中間管理機構との連携を図ること
- (4) その他農業委員会が必要と認める活動

5 委員報酬（基本的な報酬）

月額30,000円

※以上のほか、農地の集積、荒廃農地の解消等の実績により加算される報酬があります。

6 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 町内に住所を有する者。
- (2) 町税等の滞納のない者。
- (3) 次のいずれにも該当しない者。
  - ① 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者。
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に関する手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、市貝町農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 提出書類

- ・ 農業者（個人）3人以上が推薦する場合 様式第1号
- ・ 農業関係者の組織する団体等や自治会が推薦する場合 様式第2号
- ・ 応募する場合 様式第3号

(2) 提出書類の入手方法

町農業委員会事務局の窓口に備えているほか、下記の市貝町ホームページからダウンロードできます。

◆市貝町ホームページ◆

<http://www.town.ichikai.tochigi.jp>

8 推薦および応募の受付期間

令和2年1月6日（月）～令和2年2月7日（金）まで【必着】

※持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時までに

提出してください。

## 9 選考について

市貝町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに評価を行い、選考します。(必要に応じて面接を行う場合があります。)

結果については、すべての選考が終了した後に、推薦を受ける者及び応募をする者全員に文書で通知します。

## 10 情報の公開

受付期間の中間および期間終了後に、市貝町ホームページ等で下記について公表します。

- (1) 推薦をする者(農業者)の氏名、職業、年齢および性別
- (2) 推薦をする者(法人、団体または自治会)の名称、目的、代表者または管理人の氏名、構成員の数および構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者または応募をする者の氏名、職業、年齢および性別  
経歴および農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

## 11 問い合わせ・申し込み

〒321-3493 市貝町大字市塙1280番地

市貝町農業委員会事務局

電話 0285-68-1120